

平成 29 年 4 月 11 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

 東京都千代田区永田町二丁目 4 番 8 号
 大和ハウスリート投資法人
 代表者名 執行役員 川西次郎
 (コード番号: 8984)

資産運用会社名

 大和ハウス・アセットマネジメント株式会社
 代表者名 代表取締役社長 土田耕一
 問合せ先 取締役財務企画部長 塚本晴人
 TEL. 03-3595-1265

国内不動産信託受益権の取得完了に関するお知らせ

大和ハウスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、下記のとおり資産の取得を完了しましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得の概要

物件番号	信託不動産 (物件名称)	取得価格 (百万円)	取得日
LM-001	DPL 三郷 ^(注)	16,831	平成 29 年 4 月 11 日
LB-035	D プロジェクト川越Ⅲ	7,200	
LB-036	D プロジェクト加須	3,300	
LB-037	D プロジェクト浦安Ⅲ	8,500	
LB-038	D プロジェクト富里	5,000	
LB-039	D プロジェクト京田辺	3,520	
LB-040	D プロジェクト仙台泉	1,510	
LB-041	D プロジェクト小山	2,000	
LB-042	D プロジェクト佐野	1,780	
LB-043	D プロジェクト館林	3,100	
LB-044	D プロジェクト掛川	6,000	
LB-045	D プロジェクト広島西風	3,820	
LB-046	D プロジェクト鳥栖Ⅱ	1,700	
RE-143	カスターリア新栄Ⅱ	1,800	
OT-004	シャープ広島ビル	1,850	
合計		67,911	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内不動産信託受益権の取得完了に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

本報道発表文は、米国その他の地域における本投資法人の投資口の販売の申込み又は購入の申込みの勧誘を構成するものではありません。1933 年米国証券法（その後の改正を含み、以下「1933 年証券法」といいます。）に基づいて投資口の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において投資口の募集又は販売を行うことはできません。米国において投資口の公募が行われる場合には、1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。英文の目論見書は、本投資法人より入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における投資口の公募及び販売は行われず、1933 年証券法に基づく投資口の登録も行われません。

(注) 取得先である大和ハウス工業株式会社は、当該物件内に設置されている設備の改修工事（工期を平成 29 年 3 月 25 日から同年 5 月 15 日とします。）を行うことから、本投資法人が信託受益権を取得した平成 29 年 4 月 11 日時点において、信託財産に含まれる当該設備は改修前のものであり、本投資法人が大和ハウス工業株式会社に支払う売買代金は当該改修後の設備部分相当額を控除した額となります。大和ハウス工業株式会社は、当該改修工事をその工期内に完成させることを条件として、平成 29 年 5 月 15 日又は大和ハウス工業株式会社及び本投資法人で別途合意する日付で、受託者に対して、当該改修後の設備を引き渡すものとし、これと引き換えに、本投資法人は当該改修後の設備部分相当額の売買代金を大和ハウス工業株式会社に支払います。かかる引渡しにより、当該改修後の設備は信託財産に追加され、以降、信託財産の一部を構成します。なお、取得価格は、当該改修後の設備の引渡しが行われた後の信託財産に基づく情報を記載しています。

上記取得資産の詳細につきましては、平成 29 年 3 月 1 日付「国内不動産信託受益権の取得及び貸借に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.daiwhouse-reit.co.jp/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内不動産信託受益権の取得完了に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。本報道発表文は、米国その他の地域における本投資法人の投資口の販売の申込み又は購入の申込みの勧誘を構成するものではありません。1933 年米国証券法（その後の改正を含み、以下「1933 年証券法」といいます。）に基づいて投資口の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において投資口の募集又は販売を行うことはできません。米国において投資口の公募が行われる場合には、1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。英文の目論見書は、本投資法人より入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における投資口の公募及び販売は行われず、1933 年証券法に基づく投資口の登録も行われません。